

半沢 一宣 様

平成18年5月19日に貴方様からご相談のあった件について、東京地方検察庁及び東京第一検察審査会事務局に照会した結果は次のとおりです。

〔東京地方検察庁に関するもの〕

- 平成17年3月15日の東武鉄道竹の塚駅の踏切事故について、平成17年11月に郵便にて東京地検へ書類及びコンパクトディスク（遮断機及び警報の音）を送付したが、6か月分も留め置きされ、開封もされず平成18年4月14日に返却されたのは納得いかない。

このような担当監察官（佐久間検察官）の対応は国家公務員として職務怠慢と感じる。検察制度に対する国民の信用を揺るがす行為であるため、担当検察官の処罰を求める。

（回答）

本件は、検察庁法第6条及び刑事訴訟法第191条に基づく検察官の捜査に関するものであり、本件申出人に対して捜査に関する内容等を通知等する必要はなく、本件申出については回答に馴染まない。

これは、刑事訴訟法第47条に基づき、訴訟書類は、公益上の必要など相当と認められる場合以外は、公判の開廷前には公にしてはならないと規定されており（不起訴の場合も含む。）、また、検察官が告発人（本件申出人が該当）に対し通知等する義務を規定しているのは、①刑事訴訟法第260条に基づく起訴不起訴の通知、②同法第261条に基づく、請求があるときの不起訴理由の通告であり、それ以外については通知等の必要がないためである。

また、担当検察官の適格性に不服がある場合は、検察庁法第23条に基づく検察官適格審査会における審査制度があり、同審査会の事務局である法務省大臣官房人事課に申立てをすることができる。

なお、検察官の不起訴処分に不服がある場合は、検察審査会法第30条に基づき、検察審査会にその処分の当否の審査の申立てをすることができる。

〔東京第一検察審査会に関するもの〕

- 平成17年3月15日の東武鉄道竹の塚駅の踏切事故について、検察審査会に申立てようとしても、既に同様の申立てについて検察審査会の議決がなされている場合は、再度の申立てをすることはできないため、後から遺族が同様の申立てを行った場合、重複とみなし却下される。

これでは、遺族又は他の者の申立ての権利が保たれないのではないか。

検察審査会法第32条（一時不再理）の規定については、遺族と告発人など立場が異なる別々の者からの申立てを「早い者勝ち」とし、申立てが遅かった方を自動的に「門前払い」とする検察審査会の見解は、審査の申立てに係る国民の権利を合理的な理由なしに制限するものではないか。このような場合は両方とも審査を行うべきではないのか。

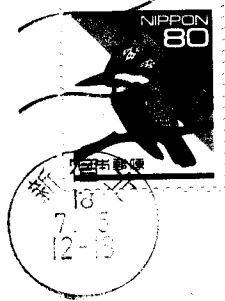
(回答)

同一事件について、異なる立場から別々に申し立てを出した場合の取扱いにつきましては、平成18年5月8日付け文書により半沢様から当審査会に対してお問い合わせがあり、当審査会から平成18年5月9日付け事務連絡において既に回答いたしましたとおり、検察審査会の議決がなされている場合は、再度の申し立てをすることはできませんので却下することになります。

このような検察審査会法第32条の趣旨は、民事裁判や刑事裁判で「既判力」とか「一時不再理」と同様に、「同じ問題をまた蒸し返すことが可能であるとするならば、裁判制度は無意味なものになってしまう」とか「そのようなことを許せば解決にはならない」ということであると思われまます。

なお、照会の趣旨が「再度審査申立てを認めるべきではないか」ということであるならば、現行の検察審査会法の改正の問題になりますので、その様な立法政策に関する事柄については、検察審査会事務局として回答できる立場にありませんので、回答は控えさせていただきます。

平成18年7月4日
東京行政評価事務所
行政相談課



半
沢
一
宣
様

足立区



親切でまごころもった行政をめざしてさわやかサービス

総務省 東京行政評価事務所

〒169-0073 東京都新宿区百人町3-28-8 新宿地方合同庁舎

- 総務課 Tel. 03-5331-1750 第一評価監視官室 Tel. 03-5331-1753
 - 行政相談課 Tel. 03-5331-1752 第二評価監視官室 Tel. 03-5331-1754
 - FAX(課室共通) 03-5331-1761 情報公開・個人情報保護 Tel. 03-5331-1762
- 総合案内所

★行政に関する苦情や意見は
 行政苦情110番 Tel. 0570-090110
 東京総合行政相談所 Tel. 03-3987-0229 (西武百貨店池袋店7階)